

## 座間市訪問介護サービス及び座間市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の第1号訪問事業における生活援助算定の取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、座間市訪問介護サービスを利用する単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。）第8条第2項に規定する居宅要介護者及び座間市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（令和6年4月1日施行。）第4条に規定する総合事業の対象者（以下「事業対象者」という。）に対して行なわれるものをいう。）を算定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (同居の定義)

第2条 次の場合を同居として取り扱うこととする。

- (1) 同一家屋で、玄関・居室・台所・浴室等の独立性が無い場合
- (2) 同一家屋で、玄関又は居室が独立していても、台所・浴室等が家族と共用の場合
- (3) 同一家屋で玄関・居室が独立していても、室内の階段もしくは扉で家族の部屋とつながっている場合
- (4) 同一敷地内で別棟であっても、台所・浴室等が家族等と共用の場合
- (5) その他市長が特に認めた場合

### (家族等の障害、疾病等の理由の定義)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を家族等の障害、疾病等の理由として取り扱うこととする。

- (1) 同居家族が障害者（身体・知的・精神）手帳を有し、家事をすることが不可能である。
- (2) 同居家族が疾病のため、家事をすることが不可能である。
- (3) 家族等が就労等のため、家事をすることが不可能である。
- (4) 同居の家族が、要介護認定、要支援認定又は事業対象者の判定を受けていて、家事が困難な状況にある。
- (5) 同居の家族との家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない。  
これについては、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号。）第7条の通報・相談をした場合に限る。
- (6) 同居家族の主たる介護者が労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号。）第65条に定めのある産前産後休業（出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、出産後8週間）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号）第5条に定めのある育児休業として認められている期間にある。
- (7) 同居家族の主たる介護者の子が、保育所に利用を申し込んでいるが、入所できない等の特別の事情があり、子が就学前までの期間にある。
- (8) 同居家族が就学のため、家事をすることが不可能である。
- (9) 同居家族が要介護認定、要支援認定又は事業対象者の判定を受けている者の外に、障害（身

- 体・知的・精神)を有する者の支援や介護が常時必要で、家事をすることが不可能である。
- (10) その他市長が特に認めたもの。

(家事援助の内容)

第4条 直接利用者本人の援助に該当すること、場所などの調理、洗濯、掃除等の日常生活の援助であり、介護保険法による訪問介護サービスにおける生活援助算定をしなければ日常生活が維持できないと判断される必要最低限のこととする。なお、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計代10号、最終改正：平成30年3月30日老振発0330第2号)及び、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日厚生省通知老振76、最終改正：平成15年3月19日老計発第0319001号、老振発第0319001号)中の「2保険給付として不適切な事例への対応について」を確認することとする。

- 2 算定をして良いのかの疑義が生じた場合には、訪問介護サービスにおける生活援助算定に関する質問用紙(第1号様式)で保険者に確認をすることとする。

(家族等の障害、疾病等の理由による算定の場合の必要手続)

第5条 居宅サービス計画書(介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表))に算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載しなければならない。その際に、任意の様式で、その家族等の障害、疾病等の理由として把握した状況をできる限り詳細に明記するものとする。

(その他市長が特に認めた場合の必要手続)

第6条 第2条(1)～(4)及び第3条(1)～(9)では算定できないが、介護支援専門員や保健師や社会福祉士が専門的なアセスメントにより、訪問介護サービス及び「座間市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業」(以下「第1号訪問事業」という。)における生活援助を必要とすると判断した場合には、要介護認定、要支援認定又は事業対象者の判定を受けている本人と同居の家族等と介護支援専門員や保健師や社会福祉士と訪問介護事業所の担当者による担当者会議を開催するものとする。その結果、訪問介護サービス又は第1号訪問事業における生活援助を必要とするという結論に至った場合は、訪問介護サービスにおける生活援助算定の確認申請書(第2号様式)に次に掲げる関係書類(ア)(イ)を添えて、当該算定の確認申請をするものとする。

(ア)居宅サービス計画書(第1表居宅サービス計画書(1)及び第2表居宅サービス計画書(2))、又は介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)

(イ)第4表サービス担当者会議の要点、又は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)

- 2 前項の申請があった場合には、保険者は、給付の確認を検討するものとし、その結果を訪問介護サービスにおける生活援助算定確認通知(第3号様式)により通知するものとする。

(実施細目)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は保険者が別に定める。

(見直し)

第8条 この取扱要領は、家族のあり方や介護のあり方など社会、時代の背景の変化に応じた柔軟なものであることが望まれることから、必要時に見直しをすることとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

訪問介護サービスにおける生活援助算定に関する質問用紙

事業所名		
電話番号		
記入者		
対象者	氏名	
	被保険者番号	
	要介護状態区分等	
	診断名	
	障害者手帳	
家族等の状況		
質問内容		

※被保険者の要介護区分等が要介護の場合は介護保険課、事業対象者又は要支援の場合は長寿支援課へ提出すること。

第2号様式（第6条関係）

訪問介護サービスにおける生活援助算定の確認申請書

フリガナ		被保険者番号			
被保険者氏名					
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男 ・ 女		
住所					
要介護状態区分等	要介護（ ）・ 要支援（ ） ・ 事業対象者				
認定有効期間	年 月 日 から 年 月 日				
障害者手帳					
診断名					
申請理由 （住居の状況・家族等の障害、疾病等の状況を含む）					
<p>座間市長殿</p> <p>上記のとおり訪問介護サービスにおける生活援助算定の確認を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者（事業所所在地・名称）</p> <p>住 所 .....</p> <p>名 称 .....</p> <p>電話番号 .....</p> <p>介護支援専門員等氏名 .....</p>					

※被保険者の要介護区分等が要介護の場合は介護保険課、事業対象者又は要支援の場合は長寿支援課へ提出すること。

第3号様式（第6条関係）

訪問介護サービスにおける生活援助算定確認通知

年 月 日

申請者 様

座間市長



年 月 日付で、申請のありました訪問介護サービスにおける生活援助算定について次のとおり確認しましたので、通知します。

被保険者氏名	
被保険者番号	
要介護状態区分等	要介護（ ）・ 要支援（ ）・ 事業対象者
認定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
確認内容	
算定有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※この確認は個別性のあるものであり、類似する事例全てに反映することはできないことを申し添えます。